



合川哲夫副議長



市倉理男議長

市議会の正・副議長などが

決まりました

7月16日に開催された、あきる野市議会第2回臨時会で、正・副議長と各委員会の委員長など、役職選出が行われました。

監査委員に

小川待氏と

田野倉由男氏

監査委員の任期満了に伴い、新しい監査委員が決まりました。

7月1日付けで、小川待氏が選任されました。小川氏は、平成13年7月から監査委員を務められています。また、議会選出の町田匡志氏の後任として、田野倉由男氏が7月16日付けで選任されました。任期はいずれも、平成25年6月30日までです。

- 議長 市倉理男
- 副議長 合川哲夫
- 総務委員長 清水晃
- 環境建設委員長 戸沢弘
- 福祉文教委員長 田中千代子
- 議会運営委員長 澤井敏和



優秀花壇



乙津自治会



油平自治会



小和田自治会



小中野自治会

あきる野市 花いっぱい運動花壇コンクール 入賞花壇決定

最優秀花壇 淵上町内会
 優秀花壇 油平自治会、乙津自治会、小中野自治会、小和田自治会
 優良花壇 戸倉東部自治会（本郷上宿花壇、本郷下宿花壇）、森ノ下自治会、小川東町内会、雨間町内会
 努力賞 青木平自治会、二宮団地自治会

市では、花いっぱい運動を推進するため、町内会・自治会花壇を対象に花壇コンクールを行いました。このコンクールには、22花壇の応募があり、7月21日に審査会を開催しました。植え付け方、手入れ状況など現地調査を行って、最優秀花壇、優秀花壇、優良花壇と努力賞を選出しました。

最優秀花壇

淵上町内会

今年の町内会・自治会による花いっぱい運動は、48町内会・自治会が参加し、各団体に植える花壇に合わせたデザインを考え、花を選びました。また、市内公共施設のプランターや花壇には、ボランティア団体による種から育てた花が、暑さに負けず元気に咲いています。ぜひ、ご覧ください。

安全で快適な道づくりにご協力ください

道路沿いの生垣や庭木の枝が伸びていたりすると、道路標識や信号機が見にくくなり、また、倒木や落木する樹木などを放置していると、通行の支障となつて思わぬ事故を招くことがあ

10月から住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)が始まります

現在、公的年金などを受給されている住民税の納税義務のある方は、銀行などに出向き、納付書でお支払いいただくか、口座振替で納付いただいています。10月からは、新しい制度が導入されて、住民税が年6回の年金給付の際に差し引いて徴収(特別徴収)されることとなります。

この制度は、納税方法を変更するものです。新たな負担が生じるものではありません。対象となる方 住民税の納税義務者のうち、4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金又は老齢年金退職年金などを受給している方。ただし、次の方は対象となりません。老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方。当該年度の特別徴収税額が老齢年金給付の年額を超える方。介護保険料が年金から特別徴収されない方。

ハチの駆除

ハチの巣は、大きくなる前に発見できれば駆除も難しくありません。日ごろから軒下、エアコンの室外機や換気扇のダクト内などを見回ったり、庭木(葉の密集した木)の剪定をこま

めにしませう。市では、ハチの巣の駆除を行っています。個人で駆除する場合には、防護服の貸し出しをしていますので利用してください。駆除を業者に依頼する場合は、職業別電話帳の「消業」の業者に相談してください。

戦没者などのご遺族へ

第九回特別弔慰金(額面24万円、6年償還の記名国債、支給要件有)の請求を受け付けています。平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が亡くなるなどし、平成21年4月1日において受給権者がいないご遺族の方が対象となります。

平成21年度(1年目) 例:年税額6万円の場合(公的年金所得のみの場合)

徴収方法	普通徴収 (納税通知書・口座振替で納入)		特別徴収 (年金からの引き落とし)			
	徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額		1万5000円	1万5000円	1万円	1万円	1万円
		年額の1/4		年額の1/6		

- 特別徴収が始まる年は、6月と8月に年税額の1/4ずつを普通徴収(納付書か口座振替で納付)します。1000円未満の端数は、6月に合算されます。
- 10月、12月、2月に支給される年金から年税額の1/6ずつを特別徴収します。100円未満の端数は、10月に合算されます。

平成22年度(2年目以降) 例:年税額6万円の場合

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			
	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
		その年の2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3		

- 4月、6月、8月は、前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3の額をそれぞれ特別徴収します(仮徴収)。
- 10月、12月、2月は年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3の額を、それぞれ特別徴収します(本徴収)。
- 100円未満の端数は、10月に合算されます。

(注) 公的年金など以外の所得に係る住民税及び公的年金からの特別徴収の対象とならない方の住民税については、従来どおりの方法での支払いとなります。なお、65歳未満の方については、公的年金などの所得に係る住民税を、給与から特別徴収することができなくなったため、公的年金などの所得に係る住民税は普通徴収(納付書か口座振替により納付)となります。

問合せ 課税課市民税係 (直通558・1682)

請求窓口 市役所本庁舎生活福祉課庶務計画係 問合せ 生活福祉課庶務計画係(直通558・1927)